

別 紙

平成 23 年 4 月 27 日付課法 2－5 ほか 2 課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 用語の意義

改 正 後	改 正 前
<p>第一 用語の意義</p> <p>この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 震災特例法 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年 4 月 27 日法律第 29 号）をいう。</p> <p>(2) 震災特例法令 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成 23 年 4 月 27 日政令第 112 号）をいう。</p> <p>(3) <u>震災特例法規則</u> <u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則</u>（平成 23 年 4 月 27 日財務省令第 20 号）をいう。</p> <p>(4) 措置法 租税特別措置法（昭和 32 年 3 月 31 日法律第 26 号）をいう。</p> <p>(5) 措置法令 租税特別措置法施行令（昭和 32 年 3 月 31 日政令第 43 号）をいう。</p> <p>(6) 基本通達 昭和 44 年 5 月 1 日付直審（法）25「法人税基本通達」をいう。</p> <p>(7) 連結基本通達 平成 15 年 2 月 28 日付課法 2－3 <u>ほか 1 課共同</u>「連結納税基本通達」をいう。</p> <p>(8) 措置法通達 昭和 50 年 2 月 14 日付直法 2－2「租税特別措置法関係通達（法人税編）」をいう。</p> <p>(9) 連結措置法通達 平成 15 年 2 月 28 日付課法 2－5 <u>ほか 1 課共同</u>「租税特別措置法関係通達（連結納税編）」をいう。</p> <p>(10) 耐用年数通達 昭和 45 年 5 月 25 日付直法 4－25 <u>ほか 1 課共同</u>「耐用年数の適用等に関する取扱通達」をいう。</p>	<p>第一 用語の意義</p> <p>この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 震災特例法 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年 4 月 27 日法律第 29 号）をいう。</p> <p>(2) 震災特例法令 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成 23 年 4 月 27 日政令第 112 号）をいう。</p> <p>(3) 措置法 租税特別措置法（昭和 32 年 3 月 31 日法律第 26 号）をいう。</p> <p>(4) 措置法令 租税特別措置法施行令（昭和 32 年 3 月 31 日政令第 43 号）をいう。</p> <p>(5) 基本通達 昭和 44 年 5 月 1 日付直審（法）25「法人税基本通達」をいう。</p> <p>(6) 連結基本通達 平成 15 年 2 月 28 日付課法 2－3、<u>課審 4－7</u>「連結納税基本通達」をいう。</p> <p>(7) 措置法通達 昭和 50 年 2 月 14 日付直法 2－2「租税特別措置法関係通達（法人税編）」をいう。</p> <p>(8) 連結措置法通達 平成 15 年 2 月 28 日付課法 2－5、<u>課審 4－8</u>「租税特別措置法関係通達（連結納税編）」をいう。</p> <p>(9) 耐用年数通達 昭和 45 年 5 月 25 日付直法 4－25、<u>直審(法)38</u>「耐用年数の適用等に関する取扱通達」をいう。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(11)</u> 震災費用通達 平成 23 年 4 月 18 日付課法 2-3 ほか 2 課共同「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)をいう。</p> <p><u>(12)</u> 災害 東日本大震災をいう。</p>	<p><u>(10)</u> 震災費用通達 平成 23 年 4 月 18 日付課法 2-3、<u>課審 5-5、査調 4-3</u>「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)をいう。</p> <p><u>(11)</u> 災害 東日本大震災をいう。</p>

二 第 17 条の 2 (復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 17 条の 2 (復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(減価償却資産の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>17 の 2-1 法人が震災特例法第 17 条の 2 第 1 項(同法第 25 条の 2 第 1 項を含む。)の表の各号の第 5 欄に掲げる減価償却資産を当該各号の第 3 欄に掲げる区域内において当該各号の第 4 欄に掲げる事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下 17 の 2-1 において「供用年度」という。)後の事業年度において当該減価償却資産の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった減価償却資産に係る震災特例法第 17 条の 2 第 2 項(同法第 25 条の 2 第 2 項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

三 第 17 条の 3 (復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 17 条の 3 (復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(税額控除の適用がある適用期間の意義)</u></p> <p><u>17 の 3-1 震災特例法第 17 条の 3 第 1 項の規定の適用上、事業年度の中途から同項に規定する適用期間 (以下 17 の 3-1 において「適用期間」という。) が開始する同項に規定する適用年度 (以下 17 の 3-1 において「適用年度」という。) 又は事業年度の中途に適用期間が終了する適用年度においては、その適用期間内に同項に規定する被災雇用者等に対して支給する給与等の額が対象となることに留意する。</u></p> <p><u>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</u></p> <p><u>17 の 3-2 震災特例法第 17 条の 3 第 1 項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者 (当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。) から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。</u></p> <p><u>(1) 雇用保険法施行規則第 110 条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第 6 条の 2 に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</u></p> <p><u>(2) 法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人 (以下 17 の 3-2 において「出向者」という。) に対する給与を出向元法人 (出向者を出向させている法人をいう。以下 17 の 3-2 において同じ。) が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人 (出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下 17 の 3-2 において同じ。) から支払を受けた給与負担金の額 (出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
る。)	

四 第 17 条の 5 (復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 17 条の 5 (復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等) 関係</u></p> <p><u>(開発研究の意義)</u></p> <p><u>17 の 5-1 震災特例法第 17 条の 5 第 1 項に規定する開発研究 (以下 17 の 5-3 までにおいて「開発研究」という。) とは、次に掲げる試験研究をいう。</u></p> <p><u>(1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</u></p> <p><u>(2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</u></p> <p><u>(3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</u></p> <p><u>(4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</u></p> <p><u>(専ら開発研究の用に供されるもの)</u></p> <p><u>17 の 5-2 震災特例法令第 17 条の 5 第 2 項に規定する「専ら (……) 開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち産業集積の形成に資するもの」とは、専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(委託研究先への資産の貸与)</u></p> <p><u>17の5-3 震災特例法第17条の5第1項に規定する法人が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する開発研究用資産（以下17の5-4までにおいて「開発研究用資産」という。）を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該開発研究用資産が専ら当該法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該開発研究用資産は当該法人の行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(開発研究用資産の償却費)</u></p> <p><u>17の5-4 開発研究用資産につき震災特例法第17条の5第1項の規定の適用を受けて償却費として損金の額に算入する金額が、措置法第42条の4第12項第3号に規定する特別試験研究費（以下17の5-4において「特別試験研究費」という。）の額に該当するものとみなされるのであるから、震災特例法第18条の6第1項の規定によりみなして適用される措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立額は、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

五 第18条((被災代替資産等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(同一の用途の判定)</p> <p>18-1 「<u>その用に供することができなくなった時</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>(同一の用途の判定)</p> <p>18-1 「<u>当該滅失又は損壊</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p> <p>イ ……………自動車登録ファイルに登録されている自動車、同法第 72 条第 1 項(検査記録)に規定する<u>二輪自動車検査ファイルに記録されている二輪の小型自動車、同項に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている検査対象軽自動車及び同法第 97 条の 3 第 1 項(検査対象外軽自動車の使用の届出等)</u>の規定により車両番号の指定を受けている検査対象外軽自動車 運送事業用、自家用の区分</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>……………</p> <p><u>2 地方税法第 442 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける原動機付自転車について、用途の判定を要しない。</u></p> <p>(2以上の被災代替建物を取得した場合の適用)</p> <p>18-3 ……………<u>事業の用に供することができなくなった時</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p> <p>イ ……………自動車登録ファイルに登録されている自動車<u>及び</u>同法第 72 条第 1 項(検査記録)に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている検査対象軽自動車 運送事業用、自家用の区分</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………</p> <p>(2以上の被災代替建物を取得した場合の適用)</p> <p>18-3 ……………<u>滅失又は損壊</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p><u>(特別償却の適用と償却不足額の繰越し)</u></p> <p>18-11 <u>震災特例法第 18 条の特別償却の規定は、青色申告書の提出の承認を受けていない法人についても適用があるのであるが、青色申告書を提出しない場合には、特別償却不足額の繰越しは認められないことに留意する。</u></p>

六 第18条の2（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p align="center">第18条の2（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）関係</p> <p><u>（適用要件の判定単位）</u></p> <p>18の2-1 法人の有する賃貸住宅に係る震災特例法令第18条の2第2項柱書きに規定する各独立部分（以下18の2-1、18の2-3及び18の2-4において「各独立部分」という。）の数が10以上であるかどうか並びに同項第1号及び第2号に規定する要件を満たすかどうかは、同項に規定する共同住宅又は長屋（以下18の2-1、18の2-2、18の2-4及び18の2-5において「共同住宅」という。）の1棟ごとに判定することに留意する。</p> <p><u>また、同項第3号から第6号までに規定する要件を満たすかどうかは、共同住宅に係る各独立部分ごとに判定することに留意する。</u></p> <p>（共同住宅のうちに被災者向け優良賃貸住宅に該当しない部分がある場合の取扱い）</p> <p>18の2-2 法人の有する一の共同住宅のうちに震災特例法第18条の2第1項に規定する被災者向け優良賃貸住宅（以下18の2-2及び18の2-4において「被災者向け優良賃貸住宅」という。）とそれ以外のものがある場合には、当該共同住宅のうち当該被災者向け優良賃貸住宅に係る部分について同項の規定の適用があることに留意する。この場合において、<u>当該被災者向け優良賃貸住宅に係る特別償却限度額の基礎となる普通償却限度額（同項に規定する普通償却限度額をいう。以下18の2-2において同じ。）は、例えば、当該共同住宅に係る普通償却限度額に当該共同住宅の床面積に占める被災者向け優良賃貸住宅の床面積の割合を乗じて計算するなど合理的に算定するものとする。</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(各独立部分の範囲)</u></p> <p><u>18 の 2-3 各独立部分とは、建物の構成部分である隔壁、扉、階層（天井及び床）等によって他の部分と完全に遮断されている部分で、独立した出入口を有するなど独立して住居その他の用途に供することができるものをいう。</u></p> <p><u>したがって、例えば、ふすま、障子等又はベニヤ板等の堅固でないものによって仕切られている部分及び階層で区分されていても独立した出入口を有しない部分は、各独立部分には該当しない。</u></p> <p><u>(注) 外部に接する出入口を有しない部分であっても、共同で使用すべき廊下、階段、エレベーター等の共用部分のみを通して外部と出入りすることができる構造となっているものは、独立した出入口を有するものに該当する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(各独立部分が住宅の用と住宅以外の用とに共用されている場合の取扱い)</u></p> <p><u>18 の 2-4 共同住宅の各独立部分が住宅の用と住宅以外の用とに共用されている場合において、その住宅以外の用に供されている部分の床面積が当該各独立部分の床面積の 10 分の 1 以下であるときは、当該各独立部分は被災者向け優良賃貸住宅に該当するものとして取り扱う。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(資本的支出があったため取得価額基準を超えることとなったものについての不適用)</u></p> <p><u>18 の 2-5 震災特例法第 18 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けている共同住宅について同項の規定の適用を受ける期間内に資本的支出がされたため、当該共同住宅の当初の取得価額に資本的支出の額を加算した金額から除却部分の取得価額を控除した金額が震災特例法令第 18 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する金額を超えることとなった場合には、当該共同住宅は震災特例法第 18 条の 2 第 1 項の規定を適用することができないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(床面積の意義)</u> <u>18の2-6 震災特例法令第18条の2第2項第3号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。</u></p>	(新 設)
<p><u>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度の準用)</u> <u>18の2-7 震災特例法第18条の2の規定による対象資産の範囲等については、措置法通達47-1、47-3及び47-4に準じて取り扱う。</u></p>	(新 設)
<p><u>(被災者向け優良賃貸住宅が公募要件を満たすことを明らかにする書類)</u> <u>18の2-8 震災特例法令第18条の2第3項の規定により法人税の確定申告書等に添付することとされている震災特例法規則第6条の5第1号に規定する公募要件を満たすことを明らかにする書類は、別紙様式1（これに準ずる書類を含む。）による。</u></p>	(新 設)
<p><u>(被災者向け優良賃貸住宅が適正家賃要件を満たすことを明らかにする書類)</u> <u>18の2-9 震災特例法令第18条の2第3項の規定により法人税の確定申告書等に添付することとされている震災特例法規則第6条の5第2号に規定する適正家賃要件を満たすことを明らかにする書類は、別紙様式2（これに準ずる書類を含む。）による。</u></p>	(新 設)

七 第18条の3（再投資等準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p align="center"><u>第18条の3（再投資等準備金）関係</u></p> <p><u>（圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額）</u></p> <p><u>18の3-1 震災特例法令第18条の3第2項の減価償却資産のうちに震災特例法、法人税法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合において、当該減価償却資産の取得価額の合計額が同項に規定する3億円又は3,000万円以上かどうかを判定するときは、その圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産の取得価額は、圧縮記帳前の実際の取得価額によるものとする。</u></p> <p><u>（積立限度超過額の認容）</u></p> <p><u>18の3-2 法人が再投資等準備金勘定の金額を益金の額に算入した場合において、その益金の額に算入した金額が震災特例法第18条の3第3項の規定により益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は同条第4項第7号に規定する任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、法人が計上していた再投資等準備金勘定のうちに積立限度超過額があり、法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について既往の積立限度超過額の取崩しとして確定申告書等において損金の額に算入したときは、その計算を認めるものとする。</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

八 第 25 条の 2 (連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 25 条の 2 (連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特 別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(減価償却資産の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>25 の 2-1 連結法人が震災特例法第 25 条の 2 第 1 項 (同法第 17 条の 2 第 1 項を 含む。) の表の各号の第 5 欄に掲げる減価償却資産を当該各号の第 3 欄に掲げる 区域内において当該各号の第 4 欄に掲げる事業の用に供した日を含む連結事業 年度 (その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下 25 の 2-1 において「供用年度」という。) 後の連結事業年度において当該減価 償却資産の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引 きのあった減価償却資産に係る震災特例法第 25 条の 2 第 2 項 (同法第 17 条の 2 第 2 項を含む。) に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

九 第 25 条の 3 (連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 25 条の 3 (連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合 の法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(税額控除の適用がある適用期間の意義)</u></p> <p><u>25 の 3-1 震災特例法第 25 条の 3 第 1 項の規定の適用上、連結事業年度の中途か ら同項に規定する適用期間 (以下 25 の 3-1 において「適用期間」という。) が開始する同項に規定する適用年度 (以下 25 の 3-1 において「適用年度」と</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>いう。)</u> 又は連結事業年度の中途に適用期間が終了する適用年度においては、その適用期間内に同項に規定する被災雇用者等に対して支給する給与等の額が対象となることに留意する。</p> <p><u>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</u></p> <p><u>25 の 3-2 震災特例法第 25 条の 3 第 1 項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。</u></p> <p><u>(1) 雇用保険法施行規則第 110 条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第 6 条の 2 に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</u></p> <p><u>(2) 連結法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下 25 の 3-2 において「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている連結法人をいう。以下 25 の 3-2 において同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下 25 の 3-2 において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。）</u></p>	<p>(新 設)</p>

十 第 25 条の 5 (復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 25 条の 5 (復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等) 関係</u></p> <p><u>(開発研究の意義)</u></p> <p><u>25 の 5-1 震災特例法第 25 条の 5 第 1 項に規定する開発研究 (以下 25 の 5-3 までにおいて「開発研究」という。) とは、次に掲げる試験研究をいう。</u></p> <p>(1) <u>新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</u></p> <p>(2) <u>新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</u></p> <p>(3) <u>(1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</u></p> <p>(4) <u>現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</u></p> <p><u>(専ら開発研究の用に供されるもの)</u></p> <p><u>25 の 5-2 震災特例法第 25 条の 5 第 1 項に規定する開発研究用資産 (以下 25 の 5-4 までにおいて「開発研究用資産」という。) に係る震災特例法令第 17 条の 5 第 2 項に規定する「専ら (……) 開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち産業集積の形成に資するもの」とは、専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(委託研究先への資産の貸与)</u></p> <p>25の5-3 震災特例法第25条の5第1項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による完全支配関係にある連結子法人が、その取得又は製作若しくは建設をした開発研究用資産を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該開発研究用資産が専ら当該連結親法人又はその連結子法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該開発研究用資産は当該連結親法人又はその連結子法人の行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(開発研究用資産の償却費)</u></p> <p>25の5-4 開発研究用資産につき震災特例法第25条の5第1項の規定を受けて償却費として損金の額に算入する金額が、措置法第68条の9第12項第3号に規定する特別試験研究費（以下25の5-4において「特別試験研究費」という。）の額に該当するものとみなされるのであるから、震災特例法第26条の6第1項の規定によりみなして適用される措置法第68条の41の規定による特別償却準備金の積立額は、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。</p>	<p>(新 設)</p>

十一 第26条（連結法人の被災代替資産等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(同一の用途の判定)</p> <p>26-1 ……………「<u>その用に供することができなくなった時</u>……………」</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>(同一の用途の判定)</p> <p>26-1 ……………「<u>当該滅失又は損壊</u>……………」</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>イ自動車登録ファイルに登録されている自動車、同法第 72 条第 1 項(検査記録)に規定する<u>二輪自動車検査ファイルに記録されている二輪の小型自動車、同項に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている検査対象軽自動車及び同法第 97 条の 3 第 1 項(検査対象外軽自動車の使用の届出等)の規定により車両番号の指定を受けている検査対象外軽自動車</u> 運送事業用、自家用の区分</p> <p>ロ</p> <p>ハ</p> <p><u>(注) 1</u></p> <p>.....</p> <p><u>2 地方税法第 442 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける原動機付自転車については、用途の判定を要しない。</u></p> <p>(2 以上の被災代替建物を取得した場合の適用)</p> <p>26-3<u>事業の用に供することができなくなった時</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>イ自動車登録ファイルに登録されている自動車及び同法第 72 条第 1 項(検査記録)に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている検査対象軽自動車 運送事業用、自家用の区分</p> <p>ロ</p> <p>ハ</p> <p><u>(注)</u></p> <p>.....</p> <p>(2 以上の被災代替建物を取得した場合の適用)</p> <p>26-3<u>滅失又は損壊</u>.....</p> <p>(注)</p>

十二 第 26 条の 2 (連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 26 条の 2 (連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却) 関係</u></p> <p><u>(適用要件の判定単位)</u></p> <p><u>26 の 2-1 連結法人の有する賃貸住宅に係る震災特例法令第 18 条の 2 第 2 項柱書きに規定する各独立部分 (以下 26 の 2-1、26 の 2-3 及び 26 の 2-4 において「各独立部分」という。) の数が 10 以上であるかどうか並びに同項第 1 号及び第 2 号に規定する要件を満たすかどうかは、同項に規定する共同住宅又は長屋 (以下 26 の 2-1、26 の 2-2、26 の 2-4 及び 26 の 2-5 において「共同住宅」という。) の 1 棟ごとに判定することに留意する。</u></p> <p><u>また、同項第 3 号から第 6 号までに規定する要件を満たすかどうかは、共同住宅に係る各独立部分ごとに判定することに留意する。</u></p> <p><u>(共同住宅のうち被災者向け優良賃貸住宅に該当しない部分がある場合の取扱い)</u></p> <p><u>26 の 2-2 連結法人の有する一の共同住宅のうち震災特例法第 18 条の 2 第 1 項に規定する被災者向け優良賃貸住宅 (以下 26 の 2-2 及び 26 の 2-4 において「被災者向け優良賃貸住宅」という。) とそれ以外のものがある場合には、当該共同住宅のうち当該被災者向け優良賃貸住宅に係る部分について同法第 26 条の 2 第 1 項の規定の適用があることに留意する。この場合において、当該被災者向け優良賃貸住宅に係る特別償却限度額の基礎となる普通償却限度額 (同項に規定する普通償却限度額をいう。以下 26 の 2-2 において同じ。) は、例えば、当該共同住宅に係る普通償却限度額に当該共同住宅の床面積に占める被災者向け優良賃貸住宅の床面積の割合を乗じて計算するなど合理的に算定するものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(各独立部分の範囲)</u></p> <p><u>26 の 2-3 各独立部分とは、建物の構成部分である隔壁、扉、階層（天井及び床）等によって他の部分と完全に遮断されている部分で、独立した出入口を有するなど独立して住居その他の用途に供することができるものをいう。</u></p> <p><u>したがって、例えば、ふすま、障子等又はベニヤ板等の堅固でないものによって仕切られている部分及び階層で区分されていても独立した出入口を有しない部分は、各独立部分には該当しない。</u></p> <p><u>(注) 外部に接する出入口を有しない部分であっても、共同で使用すべき廊下、階段、エレベーター等の共用部分のみを通過して外部と出入りすることができる構造となっているものは、独立した出入口を有するものに該当する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(各独立部分が住宅の用と住宅以外の用とに共用されている場合の取扱い)</u></p> <p><u>26 の 2-4 共同住宅の各独立部分が住宅の用と住宅以外の用とに共用されている場合において、その住宅以外の用に供されている部分の床面積が当該各独立部分の床面積の 10 分の 1 以下であるときは、当該各独立部分は被災者向け優良賃貸住宅に該当するものとして取り扱う。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(資本的支出があったため取得価額基準を超えることとなったものについての不適用)</u></p> <p><u>26 の 2-5 震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けている共同住宅について同項の規定の適用を受ける期間内に資本的支出がされたため、当該共同住宅の当初の取得価額に資本的支出の額を加算した金額から除却部分の取得価額を控除した金額が震災特例法令第 18 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する金額を超えることとなった場合には、当該共同住宅は震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の規定を適用することができないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(床面積の意義)</u> <u>26の2-6 震災特例法令第18条の2第2項第3号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。</u></p>	(新 設)
<p><u>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度の準用)</u> <u>26の2-7 震災特例法第26条の2の規定による対象資産の範囲等については、連結措置法通達68の34-1、68の34-3及び68の34-4に準じて取り扱う。</u></p>	(新 設)
<p><u>(被災者向け優良賃貸住宅が公募要件を満たすことを明らかにする書類)</u> <u>26の2-8 震災特例法令第23条の2の規定により法人税の連結確定申告書等に添付することとされている震災特例法規則第9条の5に係る震災特例法規則第6条の5第1号に規定する公募要件を満たすことを明らかにする書類は、別紙様式1（これに準ずる書類を含む。）による。</u></p>	(新 設)
<p><u>(被災者向け優良賃貸住宅が適正家賃要件を満たすことを明らかにする書類)</u> <u>26の2-9 震災特例法令第23条の2の規定により法人税の連結確定申告書等に添付することとされている震災特例法規則第9条の5に係る震災特例法規則第6条の5第2号に規定する適正家賃要件を満たすことを明らかにする書類は、別紙様式2（これに準ずる書類を含む。）による。</u></p>	(新 設)

十三 第 26 条の 3 (連結法人の再投資等準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p align="center"><u>第 26 条の 3 (連結法人の再投資等準備金) 関係</u></p> <p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p><u>26 の 3-1 震災特例法第 26 条の 3 第 6 項の規定により同条第 1 項の規定の適用がない同条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項の規定の適用を受けようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第 4 項第 3 号から第 7 号までに掲げる場合に該当することとなった連結法人以外の連結法人は、同条第 1 項の規定の適用を受けることができる。</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</u></p> <p><u>26 の 3-2 震災特例法令第 23 条の 3 第 2 項の減価償却資産のうち震災特例法、法人税法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合において、当該減価償却資産の取得価額の合計額が同項に規定する 3 億円又は 3,000 万円以上かどうかを判定するときは、その圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産の取得価額は、圧縮記帳前の実際の取得価額によるものとする。</u></p> <p><u>(積立限度超過額の認容)</u></p> <p><u>26 の 3-3 法人が再投資等準備金勘定の金額を益金の額に算入した場合において、その益金の額に算入した金額が震災特例法第 26 条の 3 第 3 項の規定により益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は同条第 4 項第 7 号に規定する任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、連結法人が計上していた再投資等準備金勘定のうちに積立限度超過額があり、連結法人がそ</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について既往の積立限度超過額の取崩しとして連結確定申告書等において損金の額に算入したときは、その計算を認めるものとする。</u></p>	

被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件を
満たすことを明らかにする明細書の記載の仕方

(新 設)

1. この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る
国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例
法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良
賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この
規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下
「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償
却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結
法人が震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者
向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場
合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条
の4に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を
含みます。）において、東日本大震災の被災者等に係る
国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2
第2項に規定する共同住宅又は長屋に係る各独立部分の
賃貸が同項第5号に規定する公募の方法により行われた
旨を明らかにする場合に記載します。
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人
ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法
人名」の括弧の中に記載してください。
2. この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載し
ます。
3. 「共同住宅又は長屋の全体の戸数2」には、その共同
住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。
4. 「公募の対象とした独立部分3」には、公募の対象と
した被災者向け部分の戸数及び室番号を記載します。
5. 「公募の方法4」には、その独立部分について行った
公募の方法（東日本大震災の被災者に優先して賃貸する
ことが明らかにされているものに限ります。）を、例え
ば「テレビ広告」、「インターネット広告」、「新聞広
告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」など
のように具体的に記載します。
6. 「公募を実施した地域6」には、その共同住宅又は長
屋について実施した公募対象地域を、例えば、「宮城県
内全城」などのように具体的に記載します。
7. 「応募者の範囲8」には、応募者の範囲につき制限を
している場合に、その制限の内容を記載するとともに、
その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。
8. 「賃借人の選定方法9」には、賃借の申込みを受理し
た件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような
場合における賃借人の選定方法について、例えば「東日
本大震災の被災者を優先して賃貸」などのように具体的
に記載します。
9. 「備考」欄には、上記7による記載事項のほか、1回
の公募で募集を行った戸数を満たす数の賃借人が選定さ
れなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人
が入居しなかった場合若しくは退去した場合の賃借人の
募集方法（これらの場合の募集も公募の方法によること
が必要です。）を記載します。

改

正

後

改

正

前

別紙様式2

被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書

事業年度又は連続事業年度 . . . 法人名 ()

賃貸した資産の明細	共同住宅又は長屋の所在地、建物番号・名称	1								
	共同住宅又は長屋の全体の戸数	2								
適正家賃要件を満たす事実の明細	被災者向け優良賃貸住宅に係る部屋番号	国土交通大臣が定める方法によって算定された額	各独立部分ごとの家賃の額	被災者向け優良賃貸住宅に係る部屋番号	国土交通大臣が定める方法によって算定された額	各独立部分ごとの家賃の額	被災者向け優良賃貸住宅に係る部屋番号	国土交通大臣が定める方法によって算定された額	各独立部分ごとの家賃の額	
		3	4	5	3	4	5	3	4	5
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
		号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
備考										

(新設)

被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法
によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書

(新 設)

1 この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第63条の4に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項に規定する共同住宅又は長屋に係る各独立部分の賃貸に係る家賃の額が同項第6号に規定する国土交通大臣が定める方法（平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えない旨を明らかにする場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。

3 「共同住宅又は長屋の全体の戸数2」には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。

4 「適正家賃要件を満たす事実の明細」の各欄は、各独立部分のうち、その家賃の額が適正な家賃の計算方法によって算定された額を超えないものについて、次により記載します。

(1) 「被災者向け賃貸住宅に係る部屋番号3」には、被災者向けに賃貸する各独立部分の部屋番号を記載します。

(2) 「国土交通大臣が定める方法によって算定された額4」には、被災者向けに賃貸する各独立部分ごとに、次により算出した金額を記載します。

1 共同住宅又は長屋の建設に要する費用（当該費用につき国又は地方公共団体の補助を受けた場合にあっては、当該補助に係る費用を除きます。以下「建設費」といいます。）を期間35年、利率年5%で毎

年元利均等に償却するものとして算出した額（以下「償却費」といいます。）、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空室による損失を補填するための引当金（以下「引当金」といいます。並びに公租公課を合計した額に12分の1を乗じた金額を算出します。

この場合の償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、引当金及び公租公課は、それぞれ次の金額となります。

イ 償却費…建設費に6.05%を乗じた額
ロ 修繕費…建設費に1.2%を乗じた額
ハ 管理事務費…建設費に0.48%を乗じた額
ニ 損害保険料…建設費に0.023%を乗じた額
ホ 地代に相当する額…共同住宅又は長屋の敷地の用に供する土地の時価に2%を乗じた額
ヘ 引当金…イからホまで及びトにより算出した額の合計額に2%を乗じた額
ト 公租公課…共同住宅若しくは長屋又はその敷地に対する公租公課の額

ⅱ 1 建設費からは、被災者向け優良賃貸住宅の要件を満たさない部分に要する費用を除きます。具体的には、次の算式により計算を行います。

$$\text{建設費} = \frac{\text{建設に要した費用総額}}{\text{被災者向け優良賃貸住宅の要件を満たす部分の床面積の合計}} \times \text{共同住宅又は長屋の延べ床面積}$$

ii 1で算出した金額を各独立部分の床面積（専用面積）であん分し、各独立部分ごとの家賃上限額を算出します。

ⅱ 2 適正家賃の計算については、国土交通省ホームページ内「被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度について」の「3. 要件(8) 家賃額が適正なものであること」をご覧ください (http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000008.html)。

(3) 「各独立部分ごとの家賃の額5」には、その賃貸に係る家賃の額を記載します。